

令和7・8年度

酒 田 市

競争入札（見積）参加資格審査申請
（ 建 設 工 事 ）

提 出 の 手 引 き

令和8年5月11日現在

目 次	1	令和7・8年度の主な変更点	1 ページ
	2	申請できる方	2 ページ
	3	参加資格（登録）有効期間	2 ページ
	4	受付期間	2 ページ
	5	受付方法	2 ページ
	6	申請内容の公表	3 ページ
	7	申請業種	3 ページ
	8	登録業者の区分	3 ページ
	9	提出書類	3 ページ
	10	その他・留意事項	4 ページ
	11	登録後に変更が生じたとき	5 ページ

酒田市では特別な場合を除き、競争入札（見積）参加資格審査申請により資格審査を行い、指名競争入札参加者登録簿に登録された方に業務を発注いたします。

酒田市が発注する（建設工事）の業務を希望される方は必ず申請を行ってください。

1 令和7・8年度の主な変更点

(1) 酒田市上下水道部分について

有効期間は令和8年3月31日までとなります。また、令和8年度の水道事業については、庄内広域水道企業団に引き継ぎます。

(2) メールアドレスについて

酒田市契約検査課からの依頼・通知文等すべてにおいて、原則メールで行わせていただきますので、メールアドレスの記入漏れがないようお願いします。(記入箇所：競争入札(見積)参加資格審査申請書(建設工事)、営業所一覧表(建設工事)、委任状)

(3) 印鑑証明書について

印鑑証明書は、新規登録または代表者印が変更になった場合のみ原本を提出し、それ以外は提出不要となります。

2 申請できる方

酒田市が発注する（建設工事）に係る競争入札、又は見積りへの参加を希望する方で、地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定のいずれにも該当しない方。

次の事項のいずれかに該当する場合は、競争入札（見積）参加資格申請はできません。

● 次のいずれかに該当する場合

- ・ 成年被後見人及び被保佐人
- ・ 破産者で復権を得ない者
- ・ 指定暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に該当するもの）

● 各種納税証明において未納の金額がある場合（但し「納期未到来額」と「未納額」が一致している場合は申請できます。）

3 参加資格（登録）有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

4 受付期間

令和6年12月2日（月）から令和7年1月17日（金）まで【当日消印有効】

※令和7年4月1日登録を希望される方は、受付期間中に申請をお願いします。

受付期間終了後の随時受付は、令和7年4月10日から開始しています。

5 受付方法

申請書類の受付は【郵送のみ】で行います。（窓口での受付は行いません）

封筒に「競争入札（見積）参加申請（建設工事）」と記入の上、下記宛先までお送りください。

※この申請は上下水道部分も含まれます。ただし、有効期間は令和8年3月31日までとなります。また、令和8年度の水道事業については、庄内広域水道企業団に引き継ぎます。

【宛先・問合せ先】

〒998-8540 山形県酒田市本町二丁目2番45号
酒田市総務部契約検査課（市役所2階）
電 話 0234-26-5708（直通）
F A X 0234-26-5738

☆この申請のほかに「測量・建設コンサルタント等」や「物品・役務・賃貸借」の登録申請を行う方は、それぞれ申請ごとに郵送してください。

☆受理証の発行を希望される方は、必ず、宛先を記入し、110円切手を貼った返信用定形封筒を同封してください（受理証は、書類審査完了後の発行となります。即日発行となりませんのでご了承ください）。

☆書類の不備や登録の要件を満たさない場合は、受理できない場合もありますので申請書類等を十分ご確認の上、お送りください。

6 申請内容の公表

書類審査完了後、社名又は名称、住所、電話番号、営業種目等を市ホームページで公表しますので、あらかじめ申請内容が公表されることをご了承の上申請してください。

7 申請業種

建設業法に定める29業種

8 登録業者の区分

(1) 市内業者・・・市内にある本社又は委任先が下記の①から⑦までの全ての条件を満たすもの。

- ① 酒田市総務部税務課に事業所開設の届が提出されていること（法人のみ）
- ② 酒田市における納期限到来の市税を完納していること
- ③ 酒田市内に事業所を所有又は賃貸借等により借用していること
- ④ 常時雇用している従業員または事業所の責任者が常駐していること（「常駐」とは、原則として事業所において、休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事していること）
- ⑤ 2～3か月程度の一時的な事業ではなく、継続性のある事業を行っていること
- ⑥ 郵便物が届くこと（郵便局留及び私書箱不可）
- ⑦ 電話を本店又は他の事業所へ常時転送をしていないこと（事業所責任者への転送は可）

(2) 県内業者・・・(1)以外で県内に本店、または、県内に委任先があるもの。

(3) 県外業者・・・(1)、(2)以外のもの。

9 提出書類

(0) チェックリスト

(1) 競争入札（見積）参加資格審査申請書（建設工事）

(2) 建設業の許可、経審等の有無に応じた以下の書類。

区 分	提出書類
①経審を受けた方（下記③以外）	経審（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）の写し
②建設業の許可があり、経審を受けていない方	建設業の許可証の写し
③経審の審査基準日以降に建設業に変更があった方	経審および建設業の許可証の写し
④建設業の許可がない法人の方	登記事項証明書（原本又は写し）
⑤建設業の許可のない個人の方	身分証明書（原本又は写し）

(3) 営業所一覧表

(4) 工事経歴書（直前決算2期分）

(5) 技術職員名簿

(6) 納税証明書 (原本又は写し)

書類名	説明
法人税 (法人) 申告所得税 (個人) 及び消費税・地方消費税の納税証明書	所在地の税務署で発行 法人：その3の3 個人：その3の2
市税の納税証明書 (市内業者のみ)	○法人 (市役所で発行) 最新の納税証明書 (確定申告期限が過ぎた年度のもの) ○個人 (市役所で発行) 令和5年度の納税証明書 令和7年4月10日からの随時受付については、申請時点で最新年度の納税証明書をお願いします。

(7) 印鑑証明書 (原本) (印鑑証明書は、新規登録または代表者印が変更になった場合のみ原本を提出し、それ以外は提出不要です。)

(8) 委任状 (本社から支店・営業所等に委任する方)

(9) 使用印鑑届 (委任する方及び実印以外の印鑑を使用する方)

(10) 暴力団排除に関する誓約書

(11) 資本関係・人的関係調書 (市内業者のみ)

(12) 誓約書 (市内業者のみ ※添付書類あり)

以上の書類を番号順にA4-S判(縦型)フラットファイルにつづり、表紙と背表紙に商号又は名称を記入の上、1部提出してください(色指定なし。金具のないもの)。

(0)(1)(3)～(5)(8)(9)(10)～(12)の酒田市様式は市のホームページに掲載しています。(3)～(5)については、国土交通省、公契連、山形県の様式でも可能です。

10 その他・留意事項

(1) 酒田市契約検査課からの依頼・通知文等すべてにおいて、原則メールで行わせていただきますので、メールアドレスの記入漏れがないようお願いいたします(記入箇所：競争入札(見積)参加資格審査申請書(建設工事)、営業所一覧表(建設工事)、委任状)

(2) 建設工事の参加申請は、金額に制限のない建設工事等の入札、見積合わせに参加できる申請です。ただし、建設業許可、工事格付等の関係で入札参加や受注ができない場合もあります。

(3) 小修繕工事(100万円以下)の見積り合わせのみの参加申請を希望される場合は「小修繕工事」での申請となります。この「建設工事」との2重の申請は出来ません。

(4) この登録申請は、酒田市上下水道部で建設工事等を発注する場合にも適用されます。ただし、有効期間は令和8年3月31日までとなります。また、令和8年度の水道事業については、庄内広域水道企業団に引き継ぎます。

(5) 提出書類の押印は、指定がない限り実印で押印してください。

(6) 各種証明書は、申請日から遡って3か月以内に発行したものを提出してください。

(7) 申請書様式は、本市ホームページからダウンロードできます。

URL <https://www.city.sakata.lg.jp/>

(「入札・契約」の「入札・契約に関するお知らせ」の『入札参加』にあります)

(8) 申請に係る一切の費用は申請者の負担となります。

(9) 登録後、申請書等に虚偽の記載が見つかった場合や、申請できる方の要件に該当しなくなった場合等は、参加資格を抹消することがあります。

(10) 申請された情報は、情報公開の請求があったときは、酒田市情報公開条例等に基づいて、公開する場合があります。

1.1 登録後変更が生じたとき

登録事項の変更が必要になります。速やかに競争入札（見積）参加資格審査申請事項変更届を提出してください。変更内容により提出書類が変わります。変更届提出書類一覧に従い、添付書類を変更届に添付してください。（最新の経審の提出時は、変更届は不要です。経審のみの提出になります。）

受付	審査	入力	入力 チェック

チェックリスト（建設工事）

商号又は名称	担当者(氏名)	申請日	連絡先(TEL)	申請者 チェック	受付用
フラットファイル、記名の有無				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
返信用封筒の有無（受理証を希望する場合）				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
チェックリスト【申請書類の一番上にし、ファイルに綴じる】				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
競争入札（見積）参加資格審査申請書（建設工事）				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
建設業許可、経審の有無に応じた以下の書類				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
区 分		提出書類			
①経審を受けた方		経審の写し			
②建設業の許可があり、経審を受けていない方		建設業の許可証の写し			
③経審の審査基準日以降に建設業に変更があった方		経審および建設業の許可証の写し			
④建設業の許可がない法人の方		登記事項証明書（原本又は写し）			
⑤建設業の許可のない個人の方		身分証明書（原本又は写し）			
※ 証明書は申請日から3か月以内					
営業所一覧表				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
工事経歴書（直前決算2期分）				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
技術職員名簿				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
納税証明書（原本又は写し）（申請日から3か月以内） 未納がある場合は登録不可 法人：法人税及び消費税・地方消費税の納税証明書 その3の3 市税の納税証明書（市内業者） 【未納があり納税の猶予を受けている場合】 猶予を受けていることを確認できる書類を提出してください。 個人：申告所得税及び消費税・地方消費税の納税証明書 その3の2 市税の納税証明書（市内業者） 【未納があり納税の猶予を受けている場合】 猶予を受けていることを確認できる書類を提出してください。				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
印鑑証明書（原本）（新規登録または代表者印変更の場合のみ）				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
委任状（委任する方）				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
使用印鑑届（委任または実印以外を使用）				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
暴力団排除に関する誓約書				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
資本関係・人的関係調書（市内業者）				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
資本関係・人的関係調書 添付書類（市内業者 該当がある場合）				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
誓約書（市内業者）				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
誓約書 添付書類（市内業者）				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

キリトリ

令和7・8年度競争入札（見積）参加資格審査申請書 受理証
（建設工事）

有効期間：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（2年間）

※令和7年4月10日以降の受理の場合は、右記受理日から令和9年3月31日まで

※酒田市上下水道部分について

- ・有効期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）
- ・随時受付（令和7年4月10日以降）の受理の場合の有効期間は右記受理日から令和8年3月31日まで
- ・令和8年度の水道事業については、庄内広域水道企業団に引き継ぎます。

営業所一覧表（建設工事）

名 称	許可を受けた建設業		郵便番号及び所在地	電話番号 (FAX番号) メールアドレス
	特 定	一 般		
(主たる営業所)				
(委任先の営業所)				
(その他の営業所)				
計				
箇所				

記載要領

- 1 名称の欄には、本社又は支社若しくは常時契約を締結する事務所を記載すること。
- 2 許可を受けた建設業の欄には、当該営業所において営業する建設業を、建設業の種類の種類略号で記載すること。
- 3 その他の営業所は、営業所の名称、所在地以外の記載を省略することができる。
- 4 その他の営業所は、営業所の名称、所在地が記載されているものを添付すれば、名称欄に「別紙参照」と記載すればよい。

記載例

営業所一覧表（建設工事）

名 称	許可を受けた建設業		郵便番号及び所在地	電話番号 (FAX番号) メールアドレス
	特 定	一 般		
(主たる営業所) 本社	土、建、管、鋼 機、水		990-8570 山形市旅籠町二丁目3-26	023-630-0000 (023-631-0000) 〇〇@××.ne.jp
(委任先の営業所) 酒田支社	土、建、管、鋼		998-0044 酒田市本町二丁目2-45	0234-26-5708 (0234-26-5738) 〇〇@××.ne.jp
(その他の営業所) 三川営業所	土、管		997-1392 東田川郡三川町大字 横山字袖東19-1	0235-66-0000 (0235-66-0000) 〇〇@××.ne.jp
計	3 箇所			

記載要領

- 1 名称の欄には、本社又は支社若しくは常時契約を締結する事務所を記載すること。
- 2 許可を受けた建設業の欄には、当該営業所において営業する建設業を、建設業の種類の種類略号で記載すること。
- 3 その他の営業所は、営業所の名称、所在地以外の記載を省略することができる。
- 4 その他の営業所は、営業所の名称、所在地が記載されているものを添付すれば、名称欄に「別紙参照」と記載すればよい。

2期平均は廃止されました。審査基準日時点の技術者について記載します。

技術職員名簿

頁

項番
数 6 1 0 0 1 頁

監理技術者資格者証の交付番号を記載します。

通番	氏名	生年月日	業種コード	有区	種	資	格分	講	業種	有区	資	格分	講	監理技術者資格者証交付番号
1	○× 太郎	昭和22年1月1日	6 2	0	1	1	1	3	2	0	5			
2	○× 花子	昭和30年2月2日	6 2	1	1	1	8	1	2					
3	山形 一郎	昭和33年9月2日	6 2	1	1	2	8	1	2					
4	天童 二郎	昭和40年7月9日	6 2	0	1	1	4	1	2	1	3	1	4	1
5	新庄 三郎	昭和44年3月9日	6 2	0	5	2	7	3	2					
6	米沢 四郎	昭和52年7月7日	6 2	0	1	1	1	1	2	1	3	1	1	3
7	鶴岡 五郎	昭和38年8月9日	6 2	0	1	0	0	2	2	1	3	0	6	4
8	酒田 六郎	昭和57年8月8日	6 2	0	1	1	1	3	1	0	5	1	3	1
9			6 2											12345678
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18			6 2											
19			6 2											
20			6 2											
21			6 2											
22			6 2											
23			6 2											
24			6 2											
25			6 2											
26			6 2											
27			6 2											
28			6 2											
29			6 2											
30			6 2											

技術者1人につき2業種まで申請できます。この時、1資格から2業種選択することもできます。
例: 1級土木施工管理技士(113)
土・と・石・鋼・舗・し・塗・水から選択可能
○×太郎は「土」と「と」を選択しました。

別々の種類の資格から1業種ずつ選択してもかまいません。

基幹技能者のコードは「064」です。

「講習受講」欄は、全員分、必ず「1」か「2」を記入します。空欄にするとエラーになってしまうので注意してください。

下記の①から③の要件を全て満たす場合に「1」を記入します。

- ① 1級国家資格者(法第15条第2号イに該当する者)
※ 実務経験、大臣認定は除きます。
- ② 監理技術者資格者証の交付を受けている
- ③ 監理技術者講習(法第26条の4~6)を当期事業年度開始の日の直前5年以内に受講している

※ 直前5年の考え方

有効期限
H25.10.1

受講日
H29.8.15

審査基準日
R1.9.30

申請日
R2.4.1

← 直前5年 当期事業年度

それ以外の場合は「2」を記入します。

委任状

年 月 日

酒田市長 宛

委任者
(申請者)

住所・所在地 〒

名称・商号

代表者職氏名



酒田市競争入札（見積）参加資格の期間中に貴市を相手方とする一切の契約について、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

1. 委任期間 令和7・8年度の酒田市競争入札（見積）参加資格の有効期間中

2. 委任事項
- (1) 工事請負契約の入札及び見積に関する事
 - (2) 工事請負契約の締結に関する事
 - (3) 工事代金の請求及び受領に関する事
 - (4) 復代理人選任に関する事
 - (5) 契約保証金の納付及び還付受領に関する事
 - (6) その他工事施工一切に関する事

3. 受任者

住所・所在地 〒

名称・商号

受任者職氏名

電話番号

FAX 番号

メールアドレス

記載例

委任状

申請日を記入する。

令和6年 12月 2日

酒田市長 宛

委任者
(申請者)

住所・所在地 〒998-0047
山形市旅籠町二丁目3番26号

○番○号まで正しく記入する。

委任者=申請者

名称・商号 酒田建設株式会社

実印(印鑑登録している印)を押印する。



代表者職氏名 代表取締役 酒田 太郎

酒田市競争入札（見積）参加資格の期間中に貴市を相手方とする一切の契約について、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

1. 委任期間 令和7・8年度の酒田市競争入札（見積）参加資格の有効期間中

2. 委任事項 (1) 工事請負契約の入札及び見積に関する事

(1)~(5)の5項目は必須であり、委任できない項目がある場合は委任できません。

(2) 工事請負契約の締結に関する事

(3) 工事代金の請求及び受領に関する事

(4) 復代理人選任に関する事

(5) 契約保証金の納付及び還付受領に関する事

(6) その他工事施工一切に関する事

3. 受任者

受任者=委託先

住所・所在地 〒998-0042
酒田市本町二丁目2番45号

名称・商号 酒田建設株式会社 酒田支店

受任者職氏名 支店長 酒田 花子

○番○号まで正しく記入する。

電話番号 0234-XX-XXXX

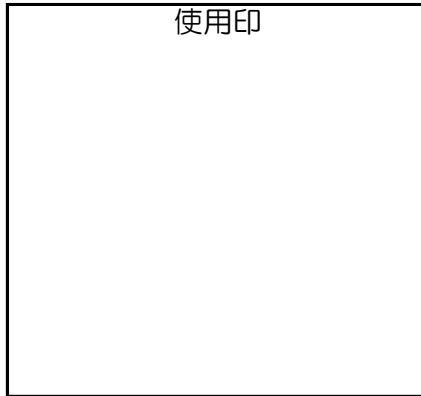
FAX番号 0234-△△-□□□□

酒田市契約検査課からの依頼・通知文等すべてにおいて、原則メールで行わせていただきますので、メールアドレスの記入漏れがないようにお願いします。

メールアドレス OOOOOO@XX.ne.jp
(電子入札で使用するメールアドレス)

使用印鑑届

使用印



※「角印・社印」不可

上記の印鑑は、入札・見積・契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用いたしますのでお届けいたします。

年 月 日


酒田市長 宛

申請者 住所・所在地 〒

名称・商号

代表者職氏名

代表者印



実印を押印
してください

記載例

使用印鑑届

使用印

入札・見積・契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用する印を押印する。

※「角印・社印」不可

上記の印鑑は、入札・見積・契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用いたしますのでお届けいたします。

申請日を記入する。

令和6年 12月 2日

酒田市長 宛

〇番〇号まで正しく記入する。

申請者 住所・所在地 〒998-0047 山形市旅籠町二丁目3番26号

名称・商号 酒田建設株式会社

実印(印鑑登録している印)を押印

代表者職氏名 代表取締役 酒田 太郎

代表者印

実印を押印してください

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

酒田市長 宛

住所・所在地

名称・商号

代表者職氏名

印

当社（私）は、

- 1 下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することのないことを誓約します。
- 2 酒田市との契約事案について、下記に該当する者であることを知りながら下請契約又は関連する契約（資材・原材料及び物品の購入契約並びにその他契約）を締結することはありません。
- 3 下記の該当の有無を確認するために、酒田市から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出します。また、当該役員名並びに競争入札（見積）参加資格審査申請書及びその添付書類に記載された情報等が山形県警察本部に提供されることに同意します。
- 4 暴力団の不当な要求には応じません。また、酒田市との契約事案について不当な要求を受けたときは、ただちに警察署へ通報（「110番通報等」）するとともに、酒田市に報告します。
- 5 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が入札参加資格の制限等の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てしません。

記

- 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（酒田市暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団員等（酒田市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であること。
- 暴力団（酒田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団が経営に実質的に関与していること。
- 役員等が自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していること。
- 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

暴力団排除に関する誓約書

申請日

令和 6年 12月 2日

酒田市長 宛

〇番〇号まで正しく

住所・所在地 山形市旅籠町二丁目3番26号

名称・商号 酒田建設株式会社

実印（印鑑登録している印）

代表者職氏名 代表取締役 酒田 太郎

印

当社（私）は、

- 1 下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することのないことを誓約します。
- 2 酒田市との契約事案について、下記に該当する者であることを知りながら下請契約又は関連する契約（資材・原材料及び物品の購入契約並びにその他契約）を締結することはありません。
- 3 下記の該当の有無を確認するために、酒田市から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出します。また、当該役員名並びに競争入札（見積）参加資格審査申請書及びその添付書類に記載された情報等が山形県警察本部に提供されることに同意します。
- 4 暴力団の不当な要求には応じません。また、酒田市との契約事案について不当な要求を受けたときは、ただちに警察署へ通報（「110番通報等」）するとともに、酒田市に報告します。
- 5 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が入札参加資格の制限等の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てしません。

記

- 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（酒田市暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団員等（酒田市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であること。
- 暴力団（酒田市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団が経営に実質的に関与していること。
- 役員等が自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していること。
- 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

資本関係・人的関係調書

年 月 日

酒田市長 宛

申請者 住所・所在地 〒

名称・商号

代表者職氏名

資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限基準（以下「基準」という。）で規定する資本関係又は人的関係は、次のとおり相違ありません。

(1) 資本関係・人的関係の有無 あり ・ なし （どちらかに○印）

(2) 資本関係に関する事項（該当がない場合は該当なしと記載すること。）

① 会社法第2条第4号の2の規定による親会社

商号又は名称	所在地

② 会社法第2条第3号の2の規定による子会社

商号又は名称	所在地

③ ①に記載した親会社の他の子会社（自社を除く。）

商号又は名称	所在地

(3) 人的関係に関する事項（該当がない場合は該当なしと記載すること。）

役員^{の兼任の状況}

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職

(4) その他（（2）・（3）と同視しうる資本関係又は人的関係。（組合（JVを含む）と組合員党）
（該当がない場合は該当なしと記載すること）

商号又は名称	所在地

(5) 添付書類

上記（2）に該当がある場合

- ・法人税申告書別表2「同族関係者等の判定に関する明細書」の写し、又は会社法（平成17年法律第86号）第121条に規定する株主名簿（出資率上位5者）

上記（3）に該当がある場合 ・登記事項証明書の写し

上記（4）に該当がある場合 ・組合等の規約及び名簿

※（1）で「なし」に○印を記入した場合は、（2）（3）（4）の欄に記入する必要はありません。

記載例

資本関係・人的関係調書

申請日を記入する。

○番○号まで正しく記入する。

令和6年 12月 2日

酒田市長 宛

申請者 住所・所在地 〒998-0047 山形市旅籠町二丁目3番26号

名称・商号 酒田建設株式会社

代表者職氏名 代表取締役 酒田 太郎

資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限基準（以下「基準」という。）で規定する資本関係又は人的関係は、次のとおり相違ありません。

(1) 資本関係・人的関係の有無 あり ・ なし （どちらかに○印）

(2) 資本関係に関する事項（該当がない場合は該当なしと記載すること。）

① 会社法第2条第4号の2の規定による親会社

商号又は名称	所在地
	該当なし

② 会社法第2条第3号の2の規定による子会社

商号又は名称	所在地
	該当なし

③ ①に記載した親会社の他の子会社（自社を除く。）

商号又は名称	所在地
	該当なし

(3) 人的関係に関する事項（該当がない場合は該当なしと記載すること。）

役員の兼任の状況

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職
取締役	八幡 花子	株式会社〇〇〇〇	代表取締役
取締役	松山 次郎	◇◇◇◇株式会社	取締役

(4) その他（（1）・（2）と同視しうる資本関係又は人的関係。（組合（JVを含む）と組合員党）
（該当がない場合は該当なしと記載すること）

商号又は名称	所在地
	該当なし

(5) 添付書類

上記（2）に該当がある場合

・ 法人税申告書別表2「同族関係者等の判定に関する明細書」の写し、又は会社法（平成17年法律第86号）第121条に規定する株主名簿（出資率上位5者）

上記（3）に該当がある場合 ・ 登記事項証明書の写し

上記（4）に該当がある場合 ・ 組合等の規約及び名簿

※（1）で「なし」に○印を記入した場合は、（2）（3）（4）の欄に記入する必要はありません。

同一入札への参加が制限される資本関係・人的関係について

一定の資本関係又は人的関係がある会社が同一の入札に参加することについて、公正な入札が阻害される恐れがあるため、以下の制限基準に該当する場合は同一の一般競争入札に参加することができません。

制限基準

- ①会社法上の「親会社」と「子会社」の関係にある会社同士
- ②会社法上の「親会社」が同じ「子会社」同士
- ③一方の会社の「役員」が、他方の会社の「役員」を兼任している場合
- ④契約締結権者が同一人物
- ⑤単体企業とその単体企業を構成員に含む組合

親会社とは

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。（会社法第2条第4号）

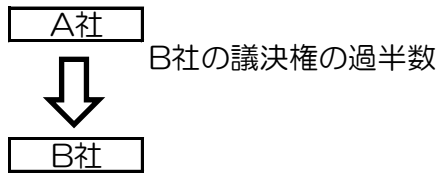
子会社とは

会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。（会社法第2条第3号）

役員とは

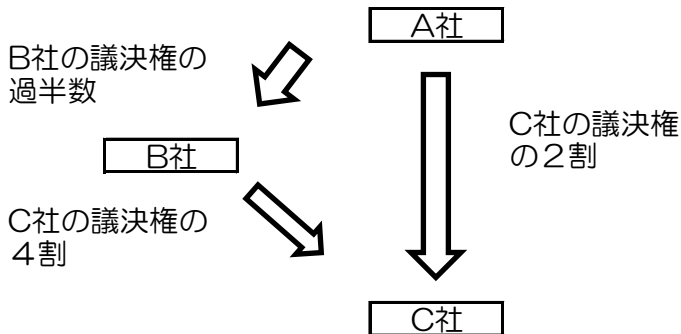
- ・株式会社の取締役（代表取締役、社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社にあつては執行役）
 - ・持分会社（合名会社、合資会社もしくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員
 - ・組合の理事またはこれらに準ずる者
 - ・会社更生法第67条第1項または民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
 - ・委員会等設置会社における執行役または代表執行役
- ※監査役、執行役員は、役員等に該当しません。

○親会社と子会社の関係



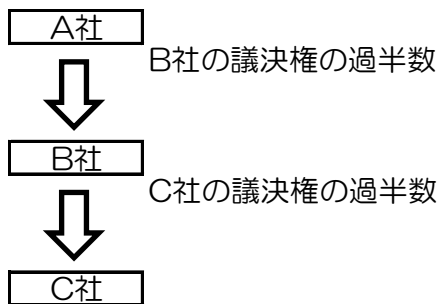
- A社は、B社の「親会社」
- B社は、A社の「子会社」

届出者	親会社	子会社
A社	—	B社
B社	A社	—



B社は、A社の「子会社」であり、親会社であるA社及び子会社であるB社が、C社の議決権の過半数を有する。
⇒A社は、B社及びC社の経営を支配している。

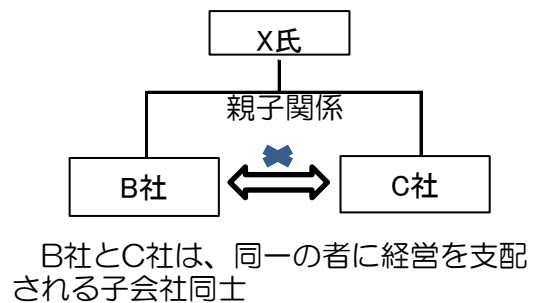
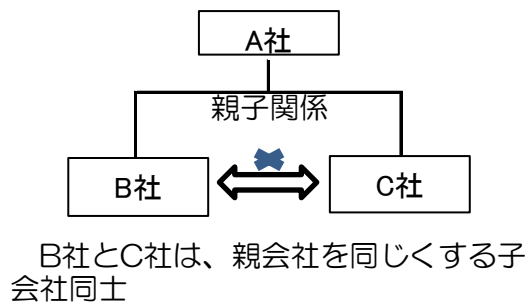
届出者	親会社	子会社
A社	—	B社、C社
B社	A社	—
C社	A社	—



B社は、A社の「子会社」であり、子会社であるB社がC社の議決権の過半数を有する。
⇒A社は、B社及びC社の経営を支配している。

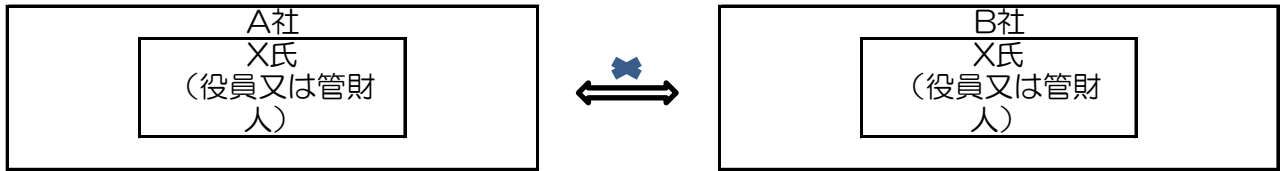
届出者	親会社	子会社
A社	—	B社、C社
B社	A社	C社
C社	A社、B社	—

○親会社を同じくする子会社同士の関係



届出者	親会社	子会社
A社	—	B社、C社
X氏	—	B社、C社
B社	A社又はX氏	—
C社	A社又はX氏	—

○役員の兼任



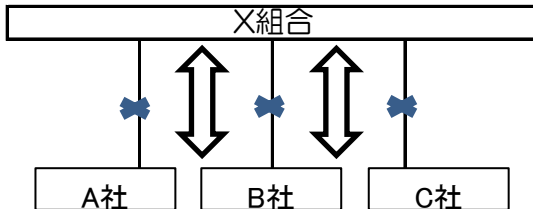
X氏が役員を兼任、X氏が役員と管財人を兼任又はX氏が管財人を兼任
 ※一方が民事再生手続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

届出者	役員	兼任先
A社	X氏	B社
B社	X氏	A社

○契約締結権者が同一人物

例えば、「〇〇建設株式会社△△支店」と「××土木株式会社□□営業所」が入札参加有資格者として登録されており、「〇〇建設株式会社」の契約締結権者である△△支店長と「××土木株式会社」の契約締結権者である□□営業所所長が同一人物である場合、「〇〇建設株式会社」と「××土木株式会社」は同一入札に参加できません。

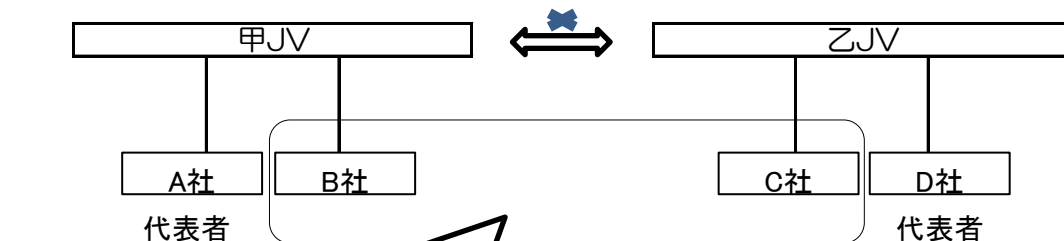
○組合とその構成員等



組合（JVを含む）については、資本関係・人的関係の有無にかかわらず、組合とその構成員の会社等が同一入札に参加することはできません。

届出者	親会社	子会社
A社、B社、C社	X組合	—

○共同企業体（JV）の構成員同士が各基準に該当



資本関係・人的関係の各基準に該当
 ・親会社と子会社
 ・親会社を同じくする子会社同士

JVについては、代表者がどうかにかかわらず、構成員同士が資本関係・人的関係の各基準に該当する場合は、同一入札に参加することができません。

誓約書

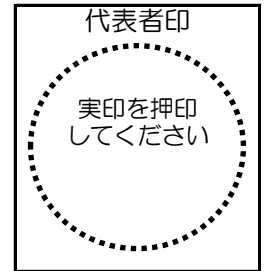
年 月 日

酒田市長 宛

申請者 住所・所在地 [〒]

名称・商号

代表者職氏名



競争入札（見積）参加資格審査申請書の提出にあたり、酒田市内に下記の条件を全て満たす本社・営業所等を有することを誓約します。

つきましては、酒田市が実施する聴取り及び実態調査について、全面的に協力することを誓約いたします。

もし、申請に偽りがあった場合又は調査に協力しない場合は、市外業者に変更されることを了承することを併せて誓約いたします。

記

- 1 酒田市総務部税務課に事業所開設の届が提出されていること（法人のみ）
- 2 酒田市における納期限到来の市税を完納していること
- 3 酒田市に事務所を所有又は賃貸借等により借用していること
- 4 常時雇用している従業員または事業所の責任者が常駐していること
（「常駐」とは、原則として事業所において、休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事していること）
- 5 2～3か月程度の一時的な事業ではなく、継続性のある事業を行っていること
- 6 事務所あてに郵便物が届くこと（郵便局留及び私書箱不可）
- 7 電話を本店又は他の事業所へ常時転送をしていないこと（事業所責任者への転送は可）

添付書類（①と②両方提出すること）

①市内事業所写真（全景・看板・内部）を【市内事業所台紙】に貼付ください。（撮影日から1か月以内のもの）

②固定資産税・都市計画税納入通知書（課税資産の明細箇所を含む）（写し）、賃貸借契約書（賃貸借期間がR7.4.1以降に及びるもの。写し）、建物の登記事項証明書（写し）などいずれか市内に営業本拠があることを証明できるもの。

【市内事業所写真台紙】

市内事業所写真

看板など会社名が確認できる事業所全体の外観写真を貼付してください。

事業所等外観

事業所内部（事務用品や什器類の判別ができるもの）の写真を貼付してください。

事業所内部

記載例

誓約書

申請日を記入する。

令和6年 12月 2日

○番○号まで正しく記入する。

酒田市長 宛

申請者 住所・所在地 〒998-0047 山形市旅籠町二丁目3番26号

名称・商号 酒田商事株式会社

代表者職氏名 代表取締役 酒田 太郎

実印(印鑑登録している印)を押印する。

代表者印

実印を押印してください

競争入札（見積）参加資格審査申請書の提出にあたり、酒田市内に下記の条件を全て満たす本社・営業所等を有することを誓約します。

つきましては、酒田市が実施する聴取り及び実態調査について、全面的に協力することを誓約いたします。

もし、申請に偽りがあった場合又は調査に協力しない場合は、市外業者に変更されることを了承することを併せて誓約いたします。

記

- 1 酒田市総務部税務課に事業所開設の届が提出されていること（法人のみ）
- 2 酒田市における納期限到来の市税を完納していること
- 3 酒田市に事務所を所有又は賃貸借等により借用していること
- 4 常時雇用している従業員または事業所の責任者が常駐していること
（「常駐」とは、原則として事業所において、休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事していることです。）
- 5 2～3か月程度の一時的な事業ではなく、継続性のある事業を行っていること
- 6 事務所あてに郵便物が届くこと（郵便局留及び私書箱不可）
- 7 電話を本店又は他の事業所へ常時転送をしていないこと（事業所責任者への転送は可）

添付書類（①と②両方提出すること）

- ①市内事業所写真（全景・看板・内部）を【市内事業所台紙】に貼付ください。（撮影日から1か月以内のもの）
- ②固定資産税・都市計画税納入通知書（課税資産の明細箇所を含む）（写し）、賃貸借契約書（賃貸借期間がR7.4.1以降に及ぶもの。写し）、建物の登記事項証明書（写し）などいずれか市内に営業本拠があることを証明できるもの。

【市内事業所写真台紙】

市内事業所写真

看板など会社名が確認できる事業所全体の外観写真を貼付してください。

事業所等外観

事業所内部（事務用品や什器類の判別ができるもの）の写真を貼付してください。

事業所内部

競争入札（見積）参加資格審査申請事項変更届（建設工事）

年 月 日

酒田市長 宛

住所・所在地
名称・商号
代表者職氏名

⑩

競争入札（見積）参加資格審査申請事項の記載事項に下記のとおり変更がありましたので、関係書類を添えて届けます。
記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

2 変更事項に係る添付書類

※ 変更届については、国交省様式(A4横)、山形県様式(A4縦)でも構いませんが、添付書類は本市の様式に限定します。

記載例

競争入札（見積）参加資格審査申請事項変更届（建設工事）

令和 7年 5月 12日

酒田市長 宛

住所・所在地 山形市旅籠町二丁目3番26号
名称・商号 酒田商事株式会社
代表者職氏名 代表取締役 酒田 太郎

実印（印鑑登録している印）

印

競争入札（見積）参加資格審査申請事項の記載事項に下記のとおり変更がありましたので、関係書類を添えて届けます。
記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の役職氏名	代表取締役 山形 太郎	代表取締役 酒田 太郎	令和7年5月1日
使用印鑑	印	印	令和7年5月1日
受任者の役職氏名	酒田支店 支店長 山形 次郎	酒田支店 支店長 酒田 花子	令和7年5月1日

提出書類一覧に従い、
必要な添付書類を記載

2 変更事項に係る添付書類

委任状、登記簿謄本の写し、使用印鑑届

※ 変更届については、国交省様式(A4横)、山形県様式(A4縦)でも構いませんが、添付書類は本市の様式に限定します。

変更届提出書類一覧

(1) 法人の場合

変更事項	提出書類					
	変更届	委任状 (委任先がある場合)	使用印鑑届	登記簿謄本 (原本又は写し)	印鑑証明書 (原本)	経審(※2)
名称・商号	○	○		○	○	
住所・所在地	○			○		
代表者の役職氏名	○	○		○		
代表者印	○	○			○	
使用印鑑	○		○ (実印以外を使用する場合)			
電話・ファックス	○					
代理人(受任者)の役職氏名	○	○				
代理人(受任者)の使用印鑑	○		○			
委任先の名称	○	○				
委任先の住所、電話・ファックス番号	○					
経審(※2)の更新						○
委任先(別の営業所等に変更する場合)(※1)	○	○	許可の業種が記載されている営業所一覧表			
建設業の許可業種の変更	○	許可証の写し(変更時に入札等に参加する場合は、許可申請書の該当部分の写しを添付して届け出てください。許可証交付後に写しを提出してください。)、又は経審(※2)の写し				
委任先の建設業の許可業種の変更	○	許可の業種が記載されている営業所一覧表				

注: ○印及び表に記載の書類を提出してください。

※1: 委任先の所在地が酒田市となる場合は、上表の他に「酒田市税の納税証明書」が必要になります。

※2: 「経審」とは、「経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書」の写しのことをいいます。

(2)個人の場合

変更事項	提出書類					
	変更届	使用印鑑届	暴力団排除に関する誓約書	身分証明書 (原本又は写し)	印鑑証明書 (原本)	納税証明書 ※(原本又は写し)
代表者	○	○ (実印以外を使用する場合)	○	○	○	○
代表者印	○				○	
その他の事項	○	法人の場合に準ずる				

注: ○印及び表に記載の書類を提出してください。

※: 申告所得税及び消費税・地方消費税の納税証明書(様式その3の2)及び酒田市税納税証明書(酒田市に本社・委任先がある場合)